

販売代理店基本契約書

株式会社健康長寿医療維新

製品受発注は、乙から甲に発注書を送付し、その内容に甲が承諾したときに成立する。送信方法はファックス又は電子メールにて行う。甲の承諾意思表示は、SNSによるメッセージ、ショートメッセージ、またはメールなどで、甲より連絡する。この発信の時点で受発注契約が成立するものとする。

3、製品の出荷手配に関して

乙より甲に発注した製品の納品場所は発注書において乙が指定する。ただし日本国内に限定する。

第5条 （販売代理店活動基本）

1、乙は対象となる提案先（以下、提案先という）へ下記内容の活動を行う。

製品案内・提案書作成・見積書提出・受注契約・製品手配など。

2、乙は活動報告及び活動時に得た情報を甲に随時報告する。

3、乙は甲以外の第三者と二次代理店契約を締結することができる。

ただし、二次代理店契約締結について甲の事前承諾を得るものとする。

4、乙はインターネット通販、TVショッピング等、メディアを介しての販売を計画する時は、事前に甲に企画書を提示し承諾を得るものとする。ただし販売価格は甲が指定した価格（別紙「代理店取引条件等覚書」にある定価）を下回る価格では販売できない。

第6条 （製品に関する各種知的財産の取り扱い）

製品に関する特許権を含む一切の知的財産権は独占的に製品メーカーに帰属する。

1、乙が甲の名称・商標・製品名・ロゴ・デザイン・導入事例（以下、商標等という）を使用する場合は事前に甲の承諾を得るものとする。

2、乙は製品の販促活動等において甲の「販売代理店」「広報代理店」などの呼称を活用できる。

3、甲が製品販促物の内容変更（カタログ・チラシ等）をした場合は乙に電子データで提供する。

4、甲が乙経由の製品導入先事例データ（以下、事例という）を使用する場合は、乙及び導入先の事前許可を得るものとする。その許可により事例を甲及び他の販売代理店も使用する事が出来る。

5、乙がインターネット及び電波メディア等にて商標等を使用する場合は事前に甲に許可を得るものとする。

第7条 （製品の検収及び所有権）

1、検収に関して

① 乙は、製品が納入後その外観上の瑕疵及び数量についての検収作業を行うものとし、製品の引渡しは当該検収作業をもって終了したものとする。製品納入後5営

業日以内に乙より甲へ検収結果に関する通知が無い場合、引渡し完了したものとみなす。

- ② 検収の結果、製品に不具合が認められた場合、乙はその旨を甲に通知するものとする。甲は代替品又は当該不具合を修復した上、乙に再納入する。

2、所有権移転に関して

製品の所有権は、甲より乙に納品された製品の検収完了を以って移転する。

第8条（保証・瑕疵担保責任）

甲が乙に納入引渡しした製品の保証期間は1年間とする。その期間は納入検収日より1年間とし、当該期間内に瑕疵・欠陥が判明した場合は、甲は乙又は顧客に対し修補ないし代替品の提供を行うものとする。但し、下記理由による場合は保証対象外とする。

- ① 顧客が使用説明書記載の取り扱い方法を遵守しなかった場合
- ② 自然災害が原因の場合
- ③ 物理的破損が原因の場合

第9条（製造物責任）

甲及び乙は製品の欠陥に起因・関連し、製品利用者に損害が生じた場合、もしくはその恐れがある場合（以下『PL事故』という）が発生し、乙の従業員その他第三者が生命、身体又は財産にかかる損害を被った場合、直ちにその旨を相手方に通知するものとする。

甲及び乙は、協力の上、PL事故の原因を究明するものとする。

PL事故が製品の欠陥に起因する場合は、甲が自己の責任と費用負担で解決に当たるものとする。

但し、次の各号のいずれかに該当する時はこの限りではない。

- ① 当該欠陥が製品以外の他の機器、部品、回路、装置などによる場合
- ② 当該欠陥が仕様・設計又はかかる取扱説明書等の警告表示に違反した事により生じた場合

第10条（秘密保持）

1、甲及び乙は、本契約締結の事実及び本契約の内容、甲及び乙の非公開情報ならびに本契約に基づき知り得た秘密情報（以下、秘密情報という）を相手に対する事前の承認を得ることなく、必要最小限の役員又は従業員及び顧問弁護士等の専門家以外の第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ本契約上の義務を履行する目的以外に使用しないものとする。

2、相手方の事前の承認を得て、顧客又は協力会社等の第三者に開示する場合は、当該第三者との間に別途秘密保持契約を締結し、秘密保持を遵守させるものとする。

- 3、甲及び乙は、相手方より要請があった場合、又は本契約が満了もしくは解除された場合には、速やかに秘密情報を相手方に返却するか又は破棄するものとする。
- 4、甲乙は契約終了後も秘密保持を維持しなければならない。

第11条（有効期限）

本契約の契約期間は、本契約締結日から期間を1年間とする。

但し、期間満了の2ヶ月前までに甲乙いずれかにより書面をもって通知されない限り、同一条件でさらに1年間自動更新され、以後も同様とする。

第12条（契約の解除）

- 1、甲及び乙は、相手方が本契約に定められた条項に関する違反行為を行った場合は、本契約を解除することができる。
- 2、甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちに本契約の一部又は全部を解除することができる。
 - ①手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ②支払いの停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - ④ 仮差押、差押仮処分、租税滞納処分を受け又は競売の申立を受けたとき
 - ⑤ 営業の廃止もしくは解散の決議があったとき
 - ⑥ 財政状態が悪化し、又はその恐れが認められるとき
 - ⑦ その他甲又は乙の責に帰すべき理由により、本契約の目的を達成することができないと認められる相当の事由があるとき
 - ⑧ 本契約又は個別契約を存続しがたい事情があるとき
 - ⑨ 反社会的勢力との繋がりが発覚したとき

第13条（準拠法及び合意管轄）

本契約は日本法に準拠するものとする。本契約に関する係争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることを予め合意する。

第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約各条項に関して疑義が生じた場合には、甲乙は信義誠実の原則にしたがって協議し、その解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書を1通作成し記名捺印の上、乙は原本を保管し、甲はその写しを保管するものとする。

西暦 年 月 日

甲： 本社所在地 東京都八王子市暁町1-15-9
会社名 株式会社健康長寿医療維新
代表者名 代表取締役 小林 平大央



乙： 本社所在地
会社名
代表者名

印